

VI
178

参考

国立総合大学及官立大学各学教授申請標準

- 一、国立総合大学及官立大学教官として在職することが二十年以上で内
勅任官又は一級官として十年以上勤務して功勞の顯著だったもの。
- 二、総長、学部長、評議員等として大学の運営に関して功勞の特に顯著
だったものは第一号の年数に達しなくとも詮議する場合がある。

6-3
186

天野 431